

準天頂衛星システムの運用等事業
サービス対価の算定及び支払方法（案）

内閣府

準天頂衛星システムの運用等事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の定める手続きにより、内閣府（以下「国」という。）が実施するものである。国は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価（以下「サービス対価」という。）を事業者に支払うものとし、以下にその算定方法と支払方法を示す。

1 サービス対価の構成

サービス対価は、実施方針の第 1 の 1. (5) ①に示す「総合システムの設計・検証等及び地上システムの開発・整備等に関する業務」に要する費用（以下「施設・設備整備費」という。）、同第 1 の 1. (5) ②に示す「地上システムの維持管理等に関する業務」に要する費用（以下「維持管理費」という。）、同第 1 の 1. (5) ③に示す「総合システムの運用等に関する業務」に要する費用（以下「運用費」という。）及び本事業を実施するために事業者が必要とする費用（以下「その他の費用」という。）から構成される。

各費用の構成の詳細は、次の（1）から（4）のとおりとする。

（1）施設・設備整備費

施設・設備整備費は、「運用開始時に係る施設・設備整備費」及び「SBAS（※）に係る施設・設備整備費」から構成される。

※ SBAS (Satellite-Based Augmentation System) : 準天頂衛星システムを活用した新たな航法補強システムをいう。

① 運用開始時に係る施設・設備整備費

運用開始時に係る施設・設備整備費は、「運用開始時に係る施設・設備費」、「運用開始時に係るその他費用」、「運用開始時に係る割賦手数料」及び「運用開始時に係る消費税等」から構成される。

ア 運用開始時に係る施設・設備費

運用開始時に係る施設・設備費には、運用開始時に係る総合システムの設計・検証等及び地上システムの開発・整備等に要する費用として、準天頂衛星として新たに打ち上げられる衛星及び「みちびき」の運用に必要な性能の確保に加えて、将来的な 7 機体制への移行にも対応可能な拡張性の確保に要する費用を含む。

このうち、「みちびき」については、運用を行っている機関（独立行政法人宇宙航空研究開発機構）等からの技術等の移転に要する費用を含む。

具体的には、総合システムの設計費、地上システムの開発・整備費及び総合シ

システムの検証等に要する費用のほか、本事業に必要な周波数の確保に係る支援、開発・整備期間における利用拡大方策の実施及び準天頂衛星システムに関連する会合への出席等の対応に要する費用等を含む。

なお、地上システムの使用権原を賃借により確保する場合には、賃借に係る費用等を含む。

イ 運用開始時に係るその他費用

運用開始時に係るその他費用には、運用開始時に係る総合システムの設計・検証等及び地上システムの開発・整備等にあって必要となる費用として、事業者の開業に伴う諸費用、建中金利、融資組成手数料その他施設・設備開発・整備等に関して必要と認められる費用等を含む。

ウ 運用開始時に係る割賦手数料

運用開始時に係る割賦手数料は、3（3）①ア（ア）及び（イ）に定める回数による施設・設備費及びその他費用の、分割払いとした場合の、割賦支払に必要な割賦金利とする。

割賦手数料の料率は、基準金利と、応募者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする。基準金利は、平成29年6月30日の午前10時における、東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143ページに表示される6か月LIBORベース15年物円-円金利スワップレートとする。

なお、上記アの費用について、地上システムの使用権原を賃借により確保する場合には、当該費用に係る割賦手数料は、算定の対象外とする。

エ 運用開始時に係る消費税等

上記ア、イから課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税とする。

② SBASに係る施設・設備整備費

SBASに係る施設・設備整備費は、「SBASに係る施設・設備費」、「SBASに係るその他費用」、「SBASに係る割賦手数料」及び「SBASに係る消費税等」から構成される。

ア SBASに係る施設・設備費

SBASに係る施設・設備費には、航空保安無線施設の設置許可等SBAS運用に必要なとなる許認可等の取得に必要なとなる費用等を含む。

イ SBASに係るその他費用

SBASに係るその他費用には、航空保安無線施設の設置許可等 SBAS 運用に必要となる許認可等の取得にあたって必要となる費用として、建中金利、融資組成手数料その他必要と認められる費用等を含む。

ウ SBASに係る割賦手数料

SBASに係る割賦手数料は、3(3)①イ(ア)、(イ)に定める回数による施設・設備費及びその他費用の、分割払いとした場合の、割賦支払に必要な割賦金利とする。

割賦手数料の料率は、基準金利と、応募者の提案による利ざや(スプレッド)の合計とする。

エ SBASに係る消費税等

上記ア、イから課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税とする。

(2) 維持管理費

維持管理費は、「全衛星共通の維持管理費等」「各衛星に係る維持管理費等」から構成される。このうち、「全衛星共通の維持管理費等」については運用開始日から事業期間の終了日までの期間に対応した費用とし、「各衛星に係る維持管理費等」については各衛星の運用期間に対応した費用とする。

① 全衛星共通の維持管理費等

全衛星共通の維持管理費等には、運用開始日から事業期間の終了日までの期間において、衛星の数によらず生じる地上システムの維持管理費及び更新費、その他維持管理に関して必要と認められる費用等並びに消費税等を含む。

② 各衛星に係る維持管理費等

各衛星に係る維持管理費等には、運用開始日から各衛星の運用終了日までの期間において、各衛星に係る地上システムの維持管理費及び更新費、その他維持管理に関して必要と認められる費用等並びに消費税等を含む。

(3) 運用費

運用費は、「全衛星共通の運用費等」「各衛星に係る運用費等」から構成される。このうち、「全衛星共通の運用費等」については運用開始日から事業期間の終了日までの期間に対応した費用とし、「各衛星に係る運用費等」については各衛星の運用期間に対応した費用とする。

① 全衛星共通の運用費等

全衛星共通の運用費等には、運用開始日から事業期間の終了日までの期間において、衛星の数によらず生じる総合システムの運用に要する費用のほか、本事業に必要な周波数の維持に係る支援、運用期間における利用拡大方策の実施に要する費用及び準天頂衛星システムに関連する会合への出席等の対応に要する費用、その他運用に関して必要と認められる費用等並びに消費税等を含む。

② 各衛星に係る運用費等

各衛星に係る運用費等には、運用開始日から各衛星の運用終了日までの期間において、各衛星の衛星管制に係る費用その他運用に関して必要と認められる費用並びに消費税等を含む。

(4) その他の費用

その他の費用は、事業期間中、本事業を実施するために事業者が必要とする管理費及び税引前利益に相当する額並びに消費税等を含む。

2 サービス対価の内訳

サービス対価を構成する各費用の内訳は、表1及び表2に示すとおりとする。なお、有償サービスは、独立採算により実施することとし、これに係る費用はサービス対価に含まない。

表1 施設・設備整備費の内訳

項目	内訳	構成される費用の内容	
施設・設備整備費	①運用開始時に係る施設・設備整備費	ア 運用開始時に係る施設・設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・総合システムの設計費 ・地上システムの開発・整備費 ・総合システムの検証等に要する費用 ・本事業に必要な周波数の確保に係る支援に要する費用 ・開発・整備期間における利用拡大方策の実施に要する費用 ・開発・整備期間における準天頂衛星システムに関連する会合への出席等の対応に要する費用
		イ 運用開始時に係るその他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の開業に伴う諸費用 ・建中金利 ・融資組成手数料 ・その他運用開始時に係る施設・設備開発・整備等に関して必要と認められる費用等
		ウ 運用開始時に係る割賦手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦手数料
		エ 運用開始時に係る消費税等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税
	②SBASに係る施設・設備整備費	ア SBASに係る施設・設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・航空保安無線施設の設置許可等SBAS運用に必要な許認可等の取得に要する費用
		イ SBASに係るその他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・建中金利 ・融資組成手数料 ・その他必要と認められる費用等
		ウ SBASに係る割賦手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦手数料
		エ SBASに係る消費税等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税

※ 地上システムを賃借により調達する場合の費用は施設・設備費に含めるが、割賦手数料の算定の対象外とする。

表2 維持管理費、運用費及びその他の費用の内訳

項目	内 訳	構成される費用の内容	
維持管理費	①全衛星共通の維持管理費等	ア 全衛星共通の維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・全衛星共通の地上システムの維持管理費 ・全衛星共通の地上システムの更新費 ・その他全衛星共通の維持管理に関して必要と認められる費用等
		イ 全衛星共通の維持管理に係る消費税等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税
	②各衛星に係る維持管理費等	ア 各衛星に係る維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・各衛星に係る地上システムの維持管理費 ・各衛星に係る地上システムの更新費 ・その他各衛星に係る維持管理に関して必要と認められる費用等
		イ 各衛星に係る維持管理に係る消費税等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税
運用費	①全衛星共通の運用費等	ア 全衛星共通の運用費	<ul style="list-style-type: none"> ・全衛星共通の総合システムの運用に要する費用 ・本事業に必要な周波数の維持に係る支援に要する費用 ・運用期間における利用拡大方策の実施に要する費用 ・運用期間における準天頂衛星システムに関連する会合への出席等の対応に要する費用 ・その他全衛星共通の運用に関して必要と認められる費用等
		イ 全衛星共通の運用に係る消費税等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税
	②各衛星に係る運用費等	ア 各衛星に係る運用費	<ul style="list-style-type: none"> ・各衛星の衛星管制に係る費用 ・その他各衛星の運用に関して必要と認められる費用等
		イ 各衛星の運用に係る消費税等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税
その他の費用	ア その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・SPCの管理費 ・SPCの税引前利益（株主への配当への原資等） 	
	イ その他の費用に係る消費税等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 	

3 サービス対価の算定及び支払方法

(1) 支払方法の基本的な考え方

事業者は、本事業において、地上システムの開発・整備から維持管理・運用までのサービスを事業者の責任により一体として提供する。このため、国は、提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体として運用開始日以降事業期間にわたり原則として平準化して支払うものとする。

(2) 支払方法の基本的事項

国は、サービス対価について、下記(3)で算定された各費用の支払額を、原則として、毎回、事業者から適法な請求書を国が受領した日から30日以内に支払う。

支払いについては、平成30年4月1日以降、毎年4月1日から9月30日までの半期分(前期分)及び10月1日から翌年3月31日までの半期分(後期分)をそれぞれ上記の手続きに従い、年2回ずつ支払う。なお、支払日の当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うものとする。

なお、受領委任により、事業者以外の者にサービス対価の支払を希望する場合は、国に適法な委任状を提出し、承諾を得ることを要する。

(3) 各費用の支払額の算定及び支払方法

サービス対価を構成する各費用の各回の支払額は、次の①から⑤のとおり算定する。

① 施設・設備整備費

ア 運用開始時に係る施設・設備整備費

(ア) 運用開始時に係る施設・設備費

運用開始時に係る施設・設備費は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回、元利均等払いにより支払いを予定している。

(イ) 運用開始時に係るその他費用

運用開始時に係るその他費用は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回、元利均等払いにより支払いを予定している。

(ウ) 運用開始時に係る割賦手数料

運用開始時に係る割賦手数料は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。

支払額は、上記（ア）、（イ）の合計金額のうち、地上システムを賃借により調達する場合に要する費用を除外した額を元本とし、元利均等払いを前提とする料率をもとに算定する。

（エ）運用開始時に係る消費税等

運用開始時に係る消費税等については、上記（ア）、（イ）から課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税相当額を事業期間にわたり、当該費用の支払いと同時期に併せて支払うものとする。

イ SBAS に係る施設・設備整備費

SBAS に係る施設・設備整備費については、事業契約で定めた支払額を上限として、運用開始以降、アとあわせて平準化して支払うことを予定している。

ただし、事業契約で定めた期日までに航空保安無線施設の設置許可等を取得できる見込みがないと国が判断した場合は、設置許可等の取得に係る手続きの達成状況に応じた額を支払うこととする。

現段階で想定する支払額の算定及び支払方法は以下の通りであり、詳細は入札公告時に示すこととする。

（ア）SBAS に係る施設・設備費

SBAS に係る施設・設備費は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回、元利均等払いにより支払いを予定している。

（イ）SBAS に係るその他費用

SBAS に係るその他費用は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回、元利均等払いにより支払いを予定している。

（ウ）SBAS に係る割賦手数料

SBAS に係る割賦手数料は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。

支払額は、上記（ア）、（イ）の合計金額を元本とし、元利均等払いを前提とする料率をもとに算定する。

（エ）SBAS に係る消費税等

SBAS に係る消費税等については、上記（ア）、（イ）から課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税相当額を事業期間にわたり、当該費用の支払いと同時期に併せて支払うものとする。

② 維持管理費

維持管理費のうち全衛星共通の維持管理費等については、運用開始日から事業期間の終了日までの期間にわたる支払いを予定している。各衛星に係る維持管理費等については、各衛星の運用期間にわたる支払いを基本とするが、衛星製造の遅延、打上げ時期の変更、軌道上での寿命の延長等の事由によって運用期間が変更された場合は、変更後の期間に応じて減額又は増額を行うことを予定している。

ア 全衛星共通の維持管理費等

全衛星共通の維持管理費等は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額について、国が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうち全衛星共通の維持管理費等総額の 1/30

イ 各衛星に係る維持管理費等

各衛星に係る維持管理費等は、事業期間中、運用開始以降、各衛星の運用終了日まで、年2回、全30回の支払いを予定している。ただし、各衛星の運用期間が予定よりも短縮又は延長された場合、期間に応じて減額又は増額を行う。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額について、国が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうち各衛星に係る維持管理費等総額の 1/30

③ 運用費

運用費のうち全衛星共通の運用費等については、運用開始日から事業期間の終了日までの期間にわたる支払いを予定している。各衛星に係る運用費等については、各衛星の運用期間にわたる支払いを基本とするが、衛星製造の遅延、打上げ時期の変更、軌道上での寿命の延長等の事由によって運用期間が変更された場合は、変更後の期間に応じて減額又は増額を行うことを予定している。

ア 全衛星共通の運用費等

全衛星共通の運用費等は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額について、国が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうち各衛星共通の運用費等総額の 1/30

イ 各衛星に係る運用費等

各衛星に係る運用費等は、事業期間中、運用開始以降、各衛星の運用終了日まで、年 2 回、全 30 回の支払いを予定している。ただし、各衛星の運用期間が予定よりも短縮又は延長された場合、期間に応じて減額又は増額を行う。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額について、国が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうち各衛星に係る運用費等総額の 1/30

④ その他の費用

その他の費用は、事業期間中、運用開始以降、年 2 回、全 30 回の支払いを予定している。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうちその他の費用総額の 1/30

⑤ 1 円未満端数の取扱

入札にあたっては、表 1 に定めるサービス対価を構成する項目毎に、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）第 3 条に基づき、1 円未満の端数を処理する。

4 サービス対価の減額措置

国は、事業期間にわたり本事業の実施に関する各業務の監視を行い、業務要求水準書で定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等の措置の具体的な方法は、入札公告時に示す。

5 入札価格と落札価格との関係

入札価格は、サービス対価を構成する施設・設備整備費、維持管理費、運用費及びその他の費用全ての見積価格の合計とし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

なお、割賦手数料については、入札時においては、入札公告日の午前 10 時における、東京スワップ・レファレンス・レート (T. S. R) としてテレレート 17143 ページに表示される 6 か月 LIBOR ベース 15 年物円-円金利スワップレートを使って算定する。

6 サービス対価の内訳の算定

サービス対価の内訳については、要求水準の変更などが生じた場合に、サービス対価の変更を適切に行うために、以下の各段階において精査し、確定する。

(1) 事業契約締結段階

入札公告時に示す予定の事業契約書(案)に定めるところにより、契約金額をもとにサービス対価の内訳を算定する。

(2) 設計図書確認段階

国による地上システムに係る設計図書の確認結果を踏まえ、サービス対価の内訳を精査し、必要に応じ上記(1)で算定したサービス対価の内訳を修正する。

(3) 運用開始段階

国による検査の結果を踏まえ、サービス対価の内訳を修正する。

7 サービス対価の改定

(1) 基本的考え方

施設・設備整備費は、基準金利の確定日までの金利変動相当分及び下記(2)による改定を除き、原則として改定を行わない。ただし、運用開始時期が延期となった場合においては、国及び事業者が協議の上、費用の見直しを行うことができる。

維持管理費、運用費及びその他の費用は、必要に応じ各年度単位で見直すことができる。この見直しは、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、国及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができるものとする。

(2) 施設・設備整備費の物価変動に基づく改定

施設・設備整備費のうち、物価等の変動に基づく施設・設備費の改定については、入札公告時に示す予定の事業契約書(案)に定めるところによる。

(3) 維持管理費、運用費及びその他の費用の物価変動に基づく改定

① 対象となる費用

維持管理費、運用費及びその他の費用

② 改定時期

物価変動リスクを踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

ア 改定指標の評価:毎年4月10日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

イ 対価の改定:原則として、翌年度の4月1日以降の維持管理費、運用費及びその他の費用の支払いに反映する。

③ 改定方法

前回改定時の指標に対して、現指標が3ポイント以上変動した場合に、維持管理費、運用費及びその他の費用の改定を行う。事業契約等の締結以降、対価を改定していない費用については、事業契約等の締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

| 今回評価時の指標 - 前回改定時の指標 | ≥ 3ポイント

ア 使用する指標は表3のとおりとする。

表3 改定にあたり使用する指標

費目	業務項目	使用する指標
維持管理費	・全衛星共通の維持管理費等 ・各衛星に係る維持管理費等	「企業向けサービス価格指数」：設備管理 (消費税抜、物価指数季報・日銀調査統計局)
運用費	・全衛星共通の運用費等 ・各衛星に係る運用費等	「企業向けサービス価格指数」：情報サービス (消費税抜、物価指数季報・日銀調査統計局)
その他の費用	・その他の費用	「企業向けサービス価格指数」：その他の 専門サービス (消費税抜、物価指数季報・ 日銀調査統計局)

それぞれの対価について、改定前の対価（及びその内訳）を基準額として、年度ごとに、以下の算定式に従って各年度の対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ 計算方法

$$AP' t(s) = Apt(s) \times (CSPIn / CSPIm)$$

m : 前回改定時年度(契約後未改定の場合は、事業契約締結年度)

n : 今回評価時年度

t : 今回費用改定をする対価の対象年度(t : n + 1, …、事業終了年度)

s : 各年度の支払い期(s : 前期、後期)

Apt(s) : 改定前の t 年度 s 期における A 業務の対価

AP' t(s) : 改定後の t 年度 s 期における A 業務の対価

CSPi : Corporate Service Price Index(企業向けサービス価格指数)

CSPIm : 前回改定時の評価指標である、m年度の価格指数

CSPIn : 今回改定時の評価指標である、n年度の価格指数

(計算例) 平成32年度(前期)の対価(改定前)が100万円、前回改定時の指標である平成29年度の指数が90、平成31年度の指数が108の場合:

平成32年度の改定率(平成31年度の物価反映)

$$= \text{平成31年度指数} [108] \div \text{平成29年度の指数} [90] = 1.2$$

平成32年度(前期)の対価(改定後)

$$= \text{平成32年度(前期)の対価(改定前)} [100 \text{万円}] \times 1.2 = 120 \text{万円}$$

8 有償サービス等に係る収入の取り扱い

事業者は、準天頂衛星システムが提供するサービスのうち、簡易メッセージ配信サービス及びメッセージ通信サービスについて、災害発生時等の緊急の利用を妨げない範囲において、関係機関に有償サービスを提供し、サービスの利用料について、国からのサービス対価とは別に自らの収入とすることができる。

また、事業者は、準天頂衛星システムの利用拡大方策の一環として、センチメートル級測位補強サービス及びメッセージ通信サービスにおいて、端末及びソフトウェアの開発を行い、その貸与またはライセンス供与の対価について、国からのサービス対価とは別に自らの収入とすることができる。

以上に関して、各事業年度において、有償サービス等に係る収入が〔 ※ 〕円を超える場合、事業者は、当該事業年度の利用料収入から〔 ※ 〕円を差し引いた額の2分の1の額を、翌事業年度の6月末までに、国に支払う。

※：事業者提案に基づく額